

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長（兵庫県知事） 齋藤 元彦

**新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る  
飲食店等に対する営業時間短縮等の要請等について**

兵庫県では、新規感染者が減少傾向にあるものの、病床逼迫の状況が続いているため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態措置として、下記の通り飲食店等に対し営業時間の短縮等を要請します。

県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和3年8月20日(金)から令和3年9月30日(木)まで  
※9月12日(日)までの措置が延長となります。
- 2 対象地域 兵庫県全域
- 3 対象施設

種 類	施 設
飲食店等 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、 等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外
カラオケ店 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設を含む)	カラオケ店、カラオケボックス、カラオケ喫茶 等
結婚式場 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けている施設)	結婚式場 等 ※ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む

4 要請内容

- (1) 特措法第45条第2項に基づく要請(感染対策の徹底については以下の①～⑨)
  - ・酒類(※1)及びカラオケ設備の提供の禁止
  - ・酒類(※1)及びカラオケ設備を提供しない場合の営業時間の短縮(5時～20時)
  - ・感染対策の徹底(※2)

※1 酒類提供には、利用者による酒類の店内持込みを含みます。

- ※2
- |                                     |                           |
|-------------------------------------|---------------------------|
| ① 従業員への検査勧奨                         | ② 入場者の感染防止のための整理・誘導       |
| ③ 発熱等の症状のある者の入場の禁止                  | ④ 手指の消毒設備の設置              |
| ⑤ 事業を行う場所の消毒                        |                           |
| ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知   |                           |
| ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 |                           |
| ⑧ 施設の換気                             | ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 |
| ⑩ CO2センサー等の設置                       | ⑪ 業種別ガイドラインの遵守            |

(2) 特措法第 24 条第 9 項に基づく要請

- ・ 飲食以外の会話時のマスク着用の徹底。来店者のマスク着用が徹底されない場合に、店側が着用を促しても応じてもらえない場合には退店の依頼を要請

○マスク着用を呼びかけるポスター等

①ポスター用 (A4 サイズ)

店内に掲示して活用してください。

②ポップ用 (A6 サイズ)

メニュースタンドにはさみ、各テーブルに配置するなどして活用してください。

- ・ 県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/maskpr.html>

[兵庫県マスク徹底](#) で検索



5 新型コロナ対策適正店認証の積極的な取得

県では、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、感染拡大予防対策の推進を図るため、感染症対策を実施している飲食店等を実地確認の上、適正店として認証しています。

認証の積極的な取得をお願いします。

○認証時のチェック項目

- ① アクリル板等(パーティション)の設置又は座席間隔の確保
- ② 手指消毒の徹底
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底
- ⑤ 入店制限 (同一グループの同一テーブルへの原則 4 人以内の入店案内)
- ⑥ 時短要請の遵守
- ⑦ カラ設備提供の自粛
- ⑧ 長時間飲食にならないよう呼びかけ
- ⑨ 体調がすぐれない従業員への対応
- ⑩ 「感染防止対策宣言ポスター」の掲示



○県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>

[兵庫県認証店](#) で検索

[認証店に交付するステッカー](#)

※認証申請の受付期限:令和3年10月22日(金)17時まで

6 がんばるお店“安全安心PR”応援事業 (詳細はチラシ参照)

安全安心をPRする販促経費、感染防止対策設備の導入費用を補助します。

対象期間:令和3年7月1日~10月31日 (募集期間:令和3年8月30日~11月30日)

要件:マスク着用徹底啓発(上記4(2))、適正店認証ステッカー取得(上記5)等

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/ganbaruomise3.html>

[兵庫県がんばるお店](#) で検索

問い合わせ先

◆兵庫県時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1

受付時間:平日 9時~17時 (ただし、9/11(土)・12(日)は開設)

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター (協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間:平日 9時~17時

◆兵庫県新型コロナ対策適正店認証コールセンター

T E L : 0 7 8 - 2 7 2 - 6 5 1 1 受付時間:平日 9時~17時

◆県ホームページ (施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\\_taisho.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html)

## がんばるお店“安全安心PR”応援事業補助金のご案内

～新型コロナ対策適正店認証ステッカーの交付を受けた飲食店が行う、  
 コロナ感染防止対策を踏まえた安全安心PR等による  
 事業継続の取組を支援します！！～

1 補助対象者	<p>次の①、②、③を満たす事業者の方</p> <p>①県内で飲食店・喫茶店を営む中小法人及び個人事業主      (中小企業基本法に定める中小企業者であることが必要です)      ※テイクアウト・デリバリー専門店を営む事業者は除きます</p> <p>②兵庫県新型コロナ適正店認証ステッカー交付済みの店舗であること</p> <p>③兵庫県マスク着用徹底のための啓発資材(ポスター、ポップ)を掲示していること</p>
2 募集期間	<p>令和3年8月30日(月)～令和3年11月30日(火)消印有効</p> <p>※予算枠に達し次第、募集を終了しますので、お早めに申請をお願いします。</p>
3 補助対象経費	<p>①安全安心をPRする販売促進費      広告宣伝費、印刷費、委託費・外注費、リース料、ノボリ作成費 等</p> <p>②感染防止対策設備・備品導入費      店舗改装・工事費、システム導入費、設備・備品購入費、消耗品費 等</p>
4 補助対象期間	<p>令和3年7月1日(木)～令和3年10月31日(日)</p> <p>※上記期間に支払いされたものが対象となります</p>
5 補助金額 (補助下限額・上限額)	<p>1店舗あたり5万円(下限)～10万円(上限)の定額補助(消費税は対象外)</p> <p>※条件に該当する店舗を複数経営されている場合、上限額は10万円×店舗数となります</p>
6 申込方法	<p>下記送付先に「レターパックライト」で郵送して下さい。</p> <p>※募集要領に定める様式第1と添付書類(領収書等)をご提出下さい。      (要領・様式等掲載サイト:<a href="https://web.hyogo-iic.ne.jp/guide/joseikin">https://web.hyogo-iic.ne.jp/guide/joseikin</a>でご確認ください)</p> <p>【送付先】〒654-8520 がんばるお店安全安心PR応援事業補助金事務局 宛</p> <p>※ 個別番号のため、郵便番号の記載のみで届きます(住所の記載は必要ありません)</p>

## 確認事項(必ずご確認ください)

- ・申請は飲食業に限定。
- ・申請される店舗全ての営業許可証の写しを提出していただく必要があります。  
(飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証)
- ・申請される店舗全ての新型コロナ対策適正店認証ステッカーの掲示写真を提出していただく必要があります。
- ・申請前に必ず募集要領をご確認ください。
- ・兵庫県新型コロナ適正店認証を申請中の事業者の方も、この補助金に申請できます。  
 ただし、補助金の支払いはステッカーの交付が確認できた後となります。

## 【お問い合わせ先】

がんばるお店安全安心PR応援事業補助金事務局

コールセンター(平日9時～17時)

TEL:078-739-1761

## 緊急事態措置実施に係る飲食店に対する協力金

### 1 対象者

県の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

### 2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して休業又は時短営業等に協力していただいた店舗単位に支給します。

### 3 支給額等

項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金[緊急事態措置]
対象期間	令和3年8月20日(金)～9月30日(木) (要請期間終了後に申請受付開始予定)
対象区域	県内全域
対象施設	対象区域内の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗 (酒類を提供する店に限定しません)
要請内容	<p>① 休業要請 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等 (カラオケ店及び利用者による酒類の店内持ち込みを認めている飲食店を含む) への休業要請</p> <p>② 時短要請 酒類及びカラオケ設備を提供 (利用者による酒類の店内持ち込みを含む) しない飲食店等への時短要請 (5時～20時)</p>
支給額	<p>1日当たり 4～20万円/店舗×休業・時短営業日数</p> <p>&lt;中小企業&gt; 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以下の店舗：4万円</li> <li>・10～25万円の店舗：(前年度等の1日当たり売上高)×0.4の額</li> <li>・25万円以上の店舗：10万円</li> </ul> <p>&lt;大企業&gt; *中小企業もこの方式を選択可</p> <p>1日当たりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円)</p>

### 4 協力金の早期支給

9月13日(月)以降の緊急事態措置延長に係る協力金の早期支給については、申請方法等詳細が決まり次第、県協力金ホームページ等でお知らせします。

[参考：4月以降の休業・時短協力金の支給地域・対象時期等]

区域		4/1～	4/5～	4/22～	4/25～	6/1～	6/21～	7/12～	8/2～	8/16～	8/20～9/30
支給地域・対象時期等	神戸・阪神南地域	[県による時短要請]	[まん延防止等重点措置]		[緊急事態措置]	[緊急事態措置]	[まん延防止等重点措置]	[県による時短要請]	[まん延防止等重点措置]	[緊急事態措置]	[緊急事態措置]
	阪神北地域・明石市										
	東播磨(明石市除く)・姫路市										
	中播磨地域(姫路市除く)										
	北播磨・西播磨・丹波・淡路地域										
但馬地域											
申請期間		5/25～8/31 【第3期】			6/1～8/31 【第4期】	7/12～8/31 【第5期】	8/30～9/30 【第6期】	8/30～9/30 【第7期】	要請期間終了後に受付開始 【第8期】		